

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「業務運営については、<u>監事から指摘された教授会の役割の見直し等の重要課題に対する検討、対応が十分になされていないこと、法人内における資源配分が適切かつ効果的に行われたかどうかを検証する具体的な仕組みが整備されていないこと等、</u>大学運営上の課題を検証し、改善を図っていくための体制が十分に整備されていない部分があることから、学長を中心に大学運営の改善に積極的に取り組んでいくことが求められる。」</p> <p>【申立内容】 【原文】の二重下線部分を削除願いたい 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「業務運営については、大学運営上の課題を検証し、改善を図っていくための体制が十分に整備されていない部分については、学長を中心に大学運営の改善に積極的に取り組んでいくことが求められる。」</p> <p>【理由】 監事からの指摘に関する事項は、単年度の事項であり、平成19年度の業務実績報告で既に指摘及び評価されている。このため、当該事項は中期目標期間に係る全体評価として改めて記載するものではないと考えるので、削除願いたい。 なお、平成20年度においては、評価結果を踏まえ、教授会の役割の見直しの観点から教授会と教育研究評議会の審議事項を</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 監事から指摘された事項への対応や法人内における資源配分を検証する仕組みの整備については、業務運営の改善及び効率化の項目において課題として記載しており、法人化後の法人運営において、これらの課題は非常に重要なものであることから、全体評価においても指摘することが必要であると判断しているため。</p>

見直した。

資源配分の見直しについては、「平成19年度評価・中期目標期間評価に関する質問事項に対する回答（平成20年7月14日締切）」及び資料編2-2・3に示すとおり、「中間期（10月）に各事業の進捗状況の把握と資源配分の評価を行い、資源の再配分を役員会で決定し、財務委員会に報告している。実質的に機能しているため、検証する仕組みを明文化した規程を整備していない」。つまり、今回の指摘は、大学内の資源配分については、中間期及び事後に評価を行い、資源配分の修正を行っているが、添付資料として求められているそれらに係る実施の仕組みを明文化した規程等を整備していないため、「資料編のデータ一覧」では仕組みはないと回答をしたことによるものと思われる。

しかしながら、「平成18年度に係る業務実績に関する評価結果」の項目別評価では、ヒアリング等においても同様の質疑はあったものの、結果としては「学長裁量経費を活用して複数年にわたり事業を行う場合、毎年度の中間報告書に基づき中間評価を行い、資源配分の修正を行っている」との評価を得たため、明文化を行わなかったものである。

このため、中期目標期間に係る全体評価として当該事項を記載することは、当時の評価と齟齬が生じるものであり、削除願いたい。

なお、平成19年度の業務実績の評価結果を踏まえ、平成20年度に明文化した。